



不妊治療費と不育症医療費の助成

【問合せ】保健課
☎773-6811

不妊治療費の助成

市では特定不妊治療（体外受精と顕微授精）と人工授精の治療を受けた人を対象に、不妊治療費を助成しています。

平成29年度申請件数

特定不妊治療 44件
人工授精 22件

対象者（すべてに該当）

- ・不妊治療でなければ、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された
- ・治療期間と申請日において夫婦のいずれかが市内に住所がある
- ・妻の年齢が、1回目の治療開始日において満43歳未満

対象となる治療

夫婦間で行われる保険診療適用外の治療

※凍結された受精卵などの保存料、文書料などは対象外

助成内容

- ①特定不妊治療 1回の治療で13万円を限度。通算6回（今まで受けた助成回数を含む）まで。

年間回数制限はありません。

※新潟県の助成と市の助成を併せて受けることができず（県の助成額を控除した額を費用額として算定）

②人工授精

1年度1回で、申請1回につき3万円を限度。通算2回まで（県の助成はありません）

必要書類

- ①不妊治療費助成事業申請書
- ②不妊治療費助成事業受診等証明書

※新潟県にも助成の申請をする人は、県に申請した証明書の写しで申請できます（新たな市申請用の証明書の作成は不要）

- ③医療機関発行の領収書・診療明細書原本

不育症医療費の助成

不育症治療を受けた人を対象に、医療費を助成します。

不育症とは

妊娠しても、流産、死産を繰り返す状態をいいます。

検査と治療をすれば、80%以上の人が出産することができます。

対象者（すべてに該当）

- ・新潟県内の医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められた

・治療期間と申請日において、夫婦のいずれかが市内に住所がある

・妻の年齢が、1回目の治療開始日において満43歳未満

対象となる医療費

医療機関で受けた保険診療適用外の検査費と治療費 ※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料は対象外

助成内容

1回の治療で10万円を限度。助成回数に制限はありません。

必要書類

- ①不育症医療費助成事業申請書
- ②不育症医療費受診等証明書
- ③医療機関発行の領収書・診療明細書原本

共通事項

申請方法

治療終了後、必要書類を保健課に提出してください。不妊治療の助成申請は、大和・塩沢市民センターでも受け付けます。

※用紙は、保健課、大和・塩沢市民センターまで（市ウェブサイトにダウンロード可）

新潟県不妊専門相談センター

新潟県不妊専門相談センターでは、不妊や不育症などに悩むの人の個別相談に応じています。気軽にご利用ください。

会場

新潟大学医歯学総合病院 産科婦人科（新潟市中 中央区旭町通）

面接相談・電話相談日

日時 毎週火曜日
午後3時～5時（要予約）

問合せ・予約

新潟大学医学部産科婦人科学教室
☎025-225-2184

（月～金曜日 午前10時～午後4時）

相談料

無料
メール相談 sodan@med.nigata-u.ac.jp

問合せ

新潟県健康対策課 母子保健係
☎025-280-5197

9月は健康増進普及月間、食生活改善普及月間

【問合せ】保健課
☎773-6811

日本人の平均寿命は男性81・0歳、女性87・1歳（平成28年）ですが、自立した日常生活を送れる健康寿命との差は10歳以上あり、その差が問題となっています。市では脳血管疾患の死亡率が県平均よりも高いことから、生活習慣病の予防に取り組むことが健康寿命を延ばすことにつながります。日ごろの生活習慣や食生活を振り返り、健康増進に努めましょう。

〈統一標語〉

「1に運動2に食事しっかりと禁煙 最後にクスリ健康寿命の延伸」

※市ウェブサイトで、減塩に関する資料やアンケート調査の結果を掲載しています（「食育」で検索）

